

旧優生保護法をめぐる経緯

昭和23年 優生保護法の制定（議員立法）

- ◆ 議員立法により全会一致で成立。
- ◆ 人口過剰問題やヤミ堕胎の増加を背景に、優生思想の下、不良な子孫を生産することを防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的として、優生手術（不妊手術）や人工妊娠中絶等について規定。
- ※ 昭和24年～平成8年までに、同法に基づき約2万5千件の優生手術が実施

平成8年 優生保護法を母体保護法に改正（議員立法）

- ◆ 障害者の権利の実現に向けた取組が進められる中、障害者を差別する優生思想を排除するため、法律名を改正するとともに、遺伝性精神疾患等を理由とする優生手術（不妊手術）及び人工妊娠中絶に関する規定を削除。

平成30年1月 旧優生保護法国家賠償請求訴訟、最初の提訴（仙台地裁）。以降、各地で提訴。

平成30年3月「**優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟**」（超党派議連）設置。
「**与党旧優生保護法に関するワーキングチーム**」（与党WT）検討開始

平成31年3月 与党WTワーキングチーム、超党派議連において「**旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案**」とりまとめ

平成31年4月24日 **旧優生保護法一時金支給法が議員立法で成立。即日公布・施行。**

- ◆ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に320万円を支給。（**相談件数のべ7,419件、請求件数1,285件、認定件数1,084件**）【令和5年12月末時点】
- ※ 当面一時金の支払いに緊急に対応が必要と見込まれる者の分（**約3,400人分**）を予備費により措置。
- ◆ 「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」という判断基準の下、広く支給対象にしていく方向で審査会において審査。（これまで計45回開催）

令和6年4月23日 **一時金の請求期限**

◎旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）（抄）
 第五条 内閣総理大臣は、一時金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、一時金を支給する。
 2 （略）
 3 **請求は、施行日から起算して五年を経過したときは、することができない。**
 附則抄
 （請求の期限の検討）
 第二条 第五条第三項に規定する請求の期限については、この法律の施行後における請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

訴訟の状況（令和6年2月9日時点）

- ◆ 現在、最高裁、3高裁、9地裁・支部において訴訟係属中。
- ◆ 国の損害賠償責任を肯定した判決：地裁3件、高裁6件
- ◆ 国の損害賠償責任を否定した判決：地裁7件、高裁2件
- ◆ 令和5年11月、最高裁より、5件の訴訟について、上告を受理し大法廷で審理する旨の告知。

こども未来戦略「加速化プラン3.6兆円」の施策詳細

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓ 賃上げ（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
- ✓ 三位一体の労働市場改革（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓ 正規・非正規問題への取組（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用者の正規化）

児童手当の拡充	妊娠・出産時からの支援強化	出産費用の軽減	高等教育（大学等）									
<p>拡充後の初回の支給は2024年12月</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 所得制限を撤廃 ✓ 高校生年代まで延長 すべてのこどもの育ちを支える 基礎的な経済支援としての位置づけを明確化 ✓ 第3子以降は3万円 <table border="1"> <tr> <th>支給金額</th> <th>3歳未満</th> <th>3歳～高校生年代</th> </tr> <tr> <td>第1子・第2子</td> <td>月額1万5千円</td> <td>月額1万円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>月額3万円</td> <td>※ 多子加算のカウント方法を参照し</td> </tr> </table> <p>→ 3人の子がいる家庭では、 総額で最大400万円増の1100万円</p>	支給金額	3歳未満	3歳～高校生年代	第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円	第3子以降	月額3万円	※ 多子加算のカウント方法を参照し	<p>実施中（2025年度制度化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 出産・子育て応援交付金 10万円相当の経済的支援 ①妊婦届出時（5万円相当） ②出生届出時（5万円相当×こどもの数） ✓ 伴走型相談支援 様々な困難・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる → 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援 <p>子育て世帯への住宅支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 公営住宅等への優先入居等 ✓ フラット35の金利優遇 <p>今後10年間で計30万戸</p>	<p>実施中</p> <p>STEP 1 出産育児一時金の引き上げ 42万円 → 50万円に大幅引き上げ 「費用の見える化」・「環境整備」</p> <p>STEP 2 出産費用の保険適用 ※2026年度を目途に検討</p>	<p>高等教育の負担軽減を拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯収入約600万円までの多子世帯等に拡充 ※2024年度から ・多子世帯の学生等については授業料等を無償とする ※2025年度から ✓ 修士段階の授業料後払い制度の導入 ✓ 貸与型奨学金の返還の柔軟化
支給金額	3歳未満	3歳～高校生年代										
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円										
第3子以降	月額3万円	※ 多子加算のカウント方法を参照し										

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

- ✓ 「こども誰でも通園制度（仮称）」を創設
 - ・月一定時間までの利用可能枠の中で、**時間単位等で柔軟に通園が可能**な仕組み
※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施（2023年度からの開始も可能）
- ✓ 保育所：量の拡大から質の向上へ
 - ・76年ぶりの配置改善：（1歳児）6対1→5対1（4・5歳児）30対1→25対1
 - ・民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善
 - ・「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充
- ✓ 多様な支援ニーズへの対応
 - ・貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化
 - ・児童扶養手当の拡充、補装具費支援の所得制限の撤廃

3. 共働き・共育ての推進

育休を取りやすい職場に

男性の育休取得率目標 **85%**へ大幅引き上げ（2030年）
→ **男性育休を当たり前** ※2022年度：17.13%

- ✓ 育児休業取得率の開示制度の拡充
- ✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化
 - ・業務を代替する周囲の社員への応援手当の支給への助成拡充

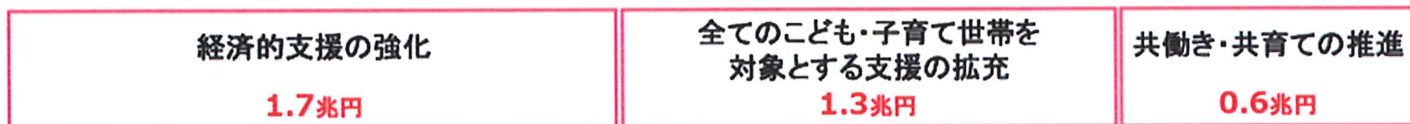
育休制度の拡充

- ✓ 産後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため
給付率を手取り10割相当に ※2025年度からの実施を目指す
- ✓ 「親と子のための選べる働き方制度（仮称）」の創設
 - ・時短勤務、テレワーク、フレックス勤務などを選択可能に
- ✓ 時短勤務時の新たな給付 → **支援策の内容は世界トップレベル**

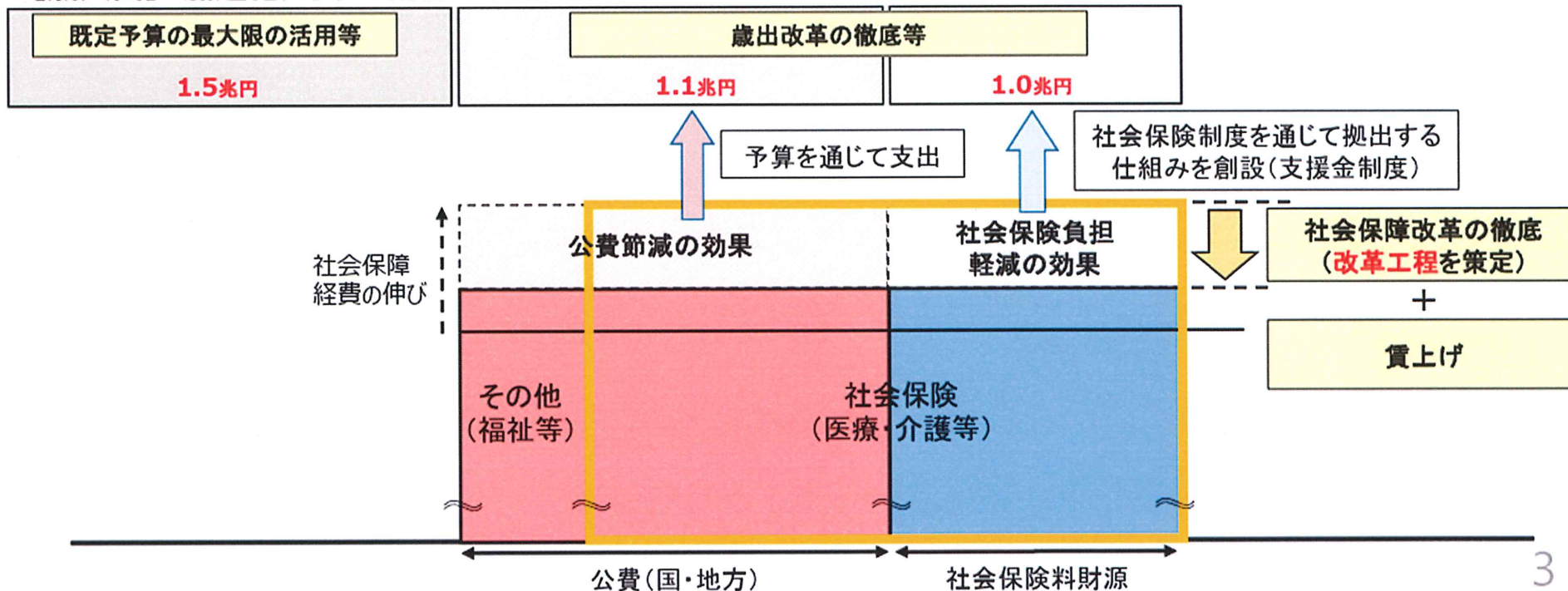
こども・子育て政策の強化（加速化プラン）の財源の基本骨格（イメージ）（参考資料）

- 既定予算の最大限の活用等を行うほか、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それによって得られる公費節減の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用する。
- 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないこととする。

【歳出面】 加速化プラン完了時点 3.6兆円



【歳入面】 加速化プランの財源 = 歳出改革の徹底等

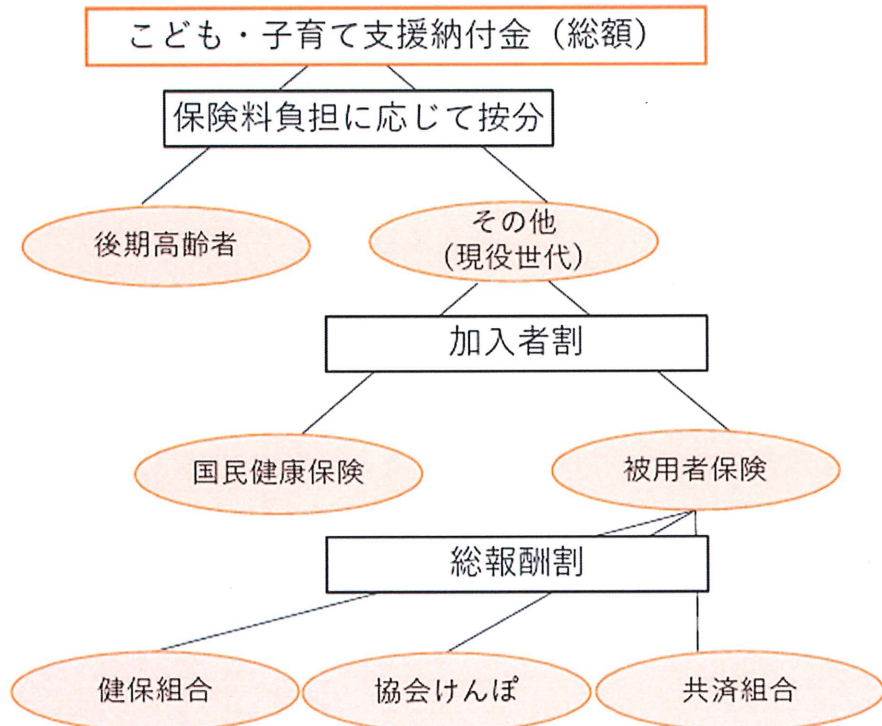


こども・子育て支援金制度（3）

12/11第2回支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会資料1

支援納付金の徴収

- 各年度における支援納付金の総額は、充当事業の所要額の変動に対応するため、毎年末の予算編成過程において、その見込み額を基に、こども家庭庁が支援金を拠出する立場にある関係者等の意見を聴取しつつ、その年度までに生じた実質的な社会保険負担軽減の効果の範囲内で決定。
 - 支援納付金総額に対する医療保険者間での費用負担の分担については、以下のとおり。
 - * 後期高齢者医療制度とその他の医療保険制度：後期高齢者と現役世代の医療保険料負担に応じて按分（現行の出産育児支援金における按分と同様）
 - * 被用者保険と国民健康保険制度：加入者数に応じて按分（現行の介護納付金、後期高齢者支援金における按分と同様）
 - * 被用者保険間：総報酬に応じて按分（現行の介護納付金、後期高齢者支援金における按分と同様）
- ※ 支援納付金の医療保険者からの徴収に係る事務については、介護納付金の事務を参考としつつ、国の事務は社会保険診療報酬支払基金において実施する。



① 後期高齢者と現役世代の被保険者

後期高齢者と現役世代の被保険者については、稼得能力に差があるため、支払能力に応じて分かち合うという考え方から、医療保険料負担に応じて按分

※ 後期高齢者医療が現役世代への給付を支援する出産育児支援金制度における按分と同様

② 国民健康保険と被用者保険

国民健康保険と被用者保険については、所得捕捉に違いがあることも踏まえ、一人当たりで公平に分かち合うという考え方から、加入者数で按分

※ 介護納付金等における按分と同様

③ 被用者保険者間

被用者保険間については、それぞれの所得の多寡を考慮し、支払能力に応じて分かち合うという考え方から、総報酬で按分

※ 介護納付金等における按分と同様